

令和4年第4回玄海町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月8日（金）午後3時00分から午後5時20分
2. 開催場所 玄海町役場 大会議室
3. 出席農業委員
1番：寺田 徹、2番：岩下 孝嗣、5番：中山 敬子
6番：青木 夏男、7番：立松 廣志、8番：世戸 富士夫
4. 出席農地利用最適化推進委員
越路 磯樹、中山 勝実、宮崎 恒、井口 照英、松尾 正秀、山口 泉
5. 欠席委員
3番：吉田 豊
6. 議事日程
 - 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 会長の諸報告
 - 4 議案第11号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 5 議案第12号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 6 議案第13号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 7 議案第14号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 8 議案第15号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 9 議案第16号 農地法第3条の許可申請について（所有権移転）
 - 10 議案第17号 農地法第4条の許可申請について
 - 11 議案第18号 農地法第5条の許可申請について（賃借権設定）
 - 12 議案第19号 農地法第5条の許可申請について（所有権移転）
 - 13 議案第20号 農地形状届について
 - 14 議案第21号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価（案）について
 - 15 諮問第4号 玄海町農用地利用集積計画（案）について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長：山口 善正 係長：山口 清二 主事：柴田 篤

	(午後 3 時 00 分開会)
会長	本日の出席 農業委員 6 名であります そして、推進委員は 6 名出席していただいております。
会長	これより令和 4 年第 4 回玄海町農業委員会総会を開会いたします。
会長	本日の議事日程については、お手元の日程表により進行いたします。 日程 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定に基づき、会長において、 1 番 寺田委員、2 番 岩下委員を指名します。
会長	日程 2 「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)
会長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定されました。
会長	日程 3 会長の諸報告
会長	日程 4 議案第 11 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 7 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3 区 松尾委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 1 1 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 5 議案第 1 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 1 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3 区 松尾委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 1 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 6 議案第 1 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 1 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」

会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3区 松尾委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第13号「農地法第3条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程7 議案第14号「農地法第3条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第14号「農地法第3条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3区 松尾委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりましたが、井口委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与制限である自己により議事に参与することができませんので井口委員の退席を求めます。暫時休憩します。
事務局	(井口委員退席)
会長	休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。

	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 1 4 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。
委員	(井口委員復席)
会長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程 8 議案第 1 5 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 1 5 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3 区 松尾委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 1 5 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)

会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 9 議案第 16 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 16 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3 区 山口委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 16 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 10 議案第 17 号「農地法第 4 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 17 号「農地法第 4 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 17 号「農地法第 4 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 11 議案第 18 号「農地法第 5 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 18 号「農地法第 5 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 18 号「農地法第 5 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 12 議案第 19 号「農地法第 5 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 19 号「農地法第 5 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより番号 1 の質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 19 号「農地法第 5 条の許可申請について」の番号 1 を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	引き続き、番号 2 の質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 19 号「農地法第 5 条の許可申請について」の番号 2 を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 13 議案第 20 号「農地形状変更届について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 20 号「農地形状変更届について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 20 号「農地形状変更届について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 14 議案第 2 1 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 2 1 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 2 1 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 15 諮問第 4 号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	諮問第 4 号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」1. 利用権設定
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)

会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の１．利用権設定を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。引き続き、事務局に説明を求めます。
事務局	諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」２．利用権設定
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより２．利用権設定の番号１の質疑に入ります。 （質疑終了）
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ者あり）
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号１を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。次に２．利用権設定の番号２の質疑に入ります。 （質疑終了）
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ者あり）
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号２を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。 （挙手全員）

会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。
会長	次に２．利用権設定の番号３の質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号３を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。
会長	次に２．利用権設定の番号４の質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号４を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。 次に２．利用権設定の番号５の質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２.利用権設定の番号５を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。次に２.利用権設定の番号６の質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２.利用権設定の番号６を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。次に２.利用権設定の番号７の質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２.利用権設定の番号７を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。次に２.利用権設定の番号８の質疑に入ります。

	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号８を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。次に２．利用権設定の番号９の質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号９を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。次に２．利用権設定の番号１０質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の２．利用権設定の番号１０原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。

	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。 引き続き、事務局に説明を求めます。
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。諮問第４号「玄海町農用地利用集積計画（案）について」の３．利用権設定を原案のとおり同意することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。
会長	これを以て、令和４年第４回玄海町農業委員会総会の議案をすべて終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議ございませんので、令和４年第４回玄海町農業委員会総会を閉会いたします。
	(17:20 閉会)